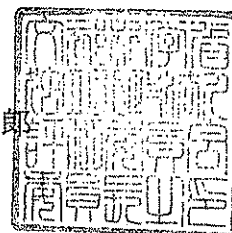


(別添)

17独評委第10号  
平成17年12月8日

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 丹羽 宇一郎 殿

文部科学省独立行政法人評価委員会  
委員長 渡邊 正太郎

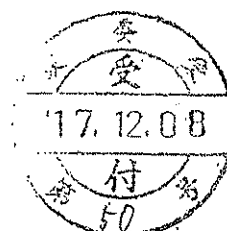


文部科学省所管の独立行政法人の役員退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、資料1～3のとおり決定したので、通知する。

記

- 資料1 独立行政法人教員研修センター
- 資料2 独立行政法人物質・材料研究機構
- 資料3 独立行政法人理化学研究所



業績勘案率（案）について

独立行政法人教員研修センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

○独立行政法人教員研修センター

監事 ■■■■■ 業績勘案率は 1.0 とする。

注：上記については、「独立行政法人教員研修センターにおける■■■■前監事の業績勘案率について」（平成17年12月2日文部科学省独立行政法人評価委員会教員研修センター部会決定）等に基づき、業績勘案率を 1.0 とするものである。

# 独立行政法人教員研修センターにおける 前監事の業績勘案率について

平成17年12月2日

文 部 科 学 省  
独立行政法人評価委員会  
教員研修センター部会

独立行政法人教員研修センターにおける前監事の業績勘案率については、「独立行政法人教員研修センターにおける業績勘案率の基準について」（平成17年1月28日 文部科学省独立行政法人評価委員会教員研修センター部会決定）（参考資料）に基づき、以下のとおりとする。

## 1. 在任期間（業績勘案率適用期間）

平成13年4月1日～平成17年3月31日  
（平成16年1月1日～平成17年3月31日）

## 2. 「機関実績勘案率 $\alpha$ 」について

### （1）機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について

前監事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～平成17年3月31日であり、機関実績勘案率の算出にあたっては、平成15年度及び平成16年度に係る実績評価を対象とする。

### （2）機関実績勘案率 $\alpha$ の算出

今回は、教員研修センターの業務全般について監査を行う職にあった者の機関実績勘案率を算定することから、すべての評価項目について、均等にウエイト付けを行うこととする。

なお、機関実績勘案率の算出の基準としては、平成15年度及び平成16年度の実績評価結果が対象となるが、その項目別評価の評定の段階は、平成15年度までの第1期中期目標期間においては4段階であったのに対し、平成16年度からの第2期中期目標期間における評定の段階は5段階に変更している。

このため、平成15年度の機関実績勘案率については、別紙1の換算表により、平成16年度の機関実績勘案率については別紙2の換算表により算出することとする。

①平成15年度機関実績勘案率

平成15年度業務実績評価に占める項目別評価の評定の割合は以下のとおり。よって、別紙1の換算表に照らし平成15年度に係る機関実績勘案率については、1.0とする。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数	項目別評価における各評定の割合
A+ 特に優れた実績を上げている	0	0%
A 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている	12	86%
B 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている	2	14%
C 中期計画を十分に履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要	0	0%

○項目別評価の内訳

	A+	A	B	C	計
I. 業務運営の効率化に関する事項	0	5	1	0	6
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	0	5	0	0	5
III. 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画～VIIその他主務省令で定める業務運営に関する事項	0	2	1	0	3
計	0	12	2	0	14

②平成16年度機関実績勘案率

平成16年度業務実績評価に占める項目別評価の評定の割合は以下のとおり。よって、別紙2の換算表に照らし平成16年度に係る機関実績勘案率については、1.1とする。

○平成16年度業務実績評価に占める各評定の割合

評 定	項目数	項目別評価における各評定の割合
A+ 特に優れた実績を上げている	2	10.5%
A 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている	17	89.5%
B 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かって概ね成果を上げている	0	0%
C 中期計画を十分に履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要	0	0%
C- 評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある	0	0%

○項目別評価の内訳

	A+	A	B	C	C-	計
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2	5	0	0	0	7
II. 業務運営の効率化に関する事項	0	6	0	0	0	6
III. 予算、収支計画及び資金計画～VIIその他主務省令で定める業務運営に関する事項	0	6	0	0	0	6
計	2	17	0	0	0	19

③機関実績勘案率 $\alpha$

ア) 前監事の平成15年度及び平成16年度に係る業績勘案率適用期間は、それぞれ3月、12月であること。

イ) 平成15年度に係る機関実績勘案率は1.0、平成16年度に係る機関実績勘案率は1.1であること

から、

機関実績勘案率 $\alpha$

$$= (15年度機関実績勘案率 \times 15年度に係る業績勘案率適用月数 + 16年度機関実績勘案率 \times 16年度に係る業績勘案率適用月数) / 機関実績勘案率適用月数$$

$$= (1.0 \times 3 + 1.1 \times 12) / 15 = 1.08$$

ゆえに機関実績勘案率 $\alpha$ は、1.1とする。

3. 「個人業績勘案率 $\beta$ 」について

個人業績勘案率については、教員研修センターの算出した結果を参考として、当部会において評価を行った結果、1.0とすることとする。(別添参照)

4. 「業績勘案率 $\varepsilon$ 」の算出

上記、「機関実績勘案率 $\alpha$ 」=1.1、「個人業績勘案率 $\beta$ 」=1.0から、基礎業績勘案率 $\varepsilon' = 0.75 \times 1.1 + 0.25 \times 1.0 = 1.075$ となり、小数点第2位を四捨五入し、1.1となる。

当部会としては、基礎業績勘案率1.1を基に、前監事の①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況、②目的積立金の積立状況を勘案し、業績勘案率 $\varepsilon$ については、1.0とする。

【在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況】

前監事については、役員報酬に対し、法人及び個人の業績の反映はなかった。

教員研修センターでは、役員の期末特別手当については、「文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる」との規定を役員給与規程に定めており、当該規定の運用に関する基準・細則については現在、策定中である。

【目的積立金の積立状況】

前監事の在職期間には目的積立金の積立の実績はなかった。

## 機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(前監事:平成15年度)

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定					
		A <sup>+</sup>	A	B	C		
機関実績勘案率 α	2.0	A <sup>+</sup> =100	A=0, B=0, C=0				
	1.9	90 ≤ A <sup>+</sup> < 100	A <sup>+</sup> +A=100	B=0, C=0			
	1.8	80 ≤ A <sup>+</sup> < 90					
	1.7	70 ≤ A <sup>+</sup> < 80					
	1.6	60 ≤ A <sup>+</sup> < 70					
	1.5	60 ≤ A <sup>+</sup> < 100	80 ≤ A <sup>+</sup> +A ≤ 100	0 < B ≤ 20	C=0		
		50 ≤ A <sup>+</sup> < 60		0 ≤ B ≤ 20			
	1.4	40 ≤ A <sup>+</sup> < 50					
	1.3	30 ≤ A <sup>+</sup> < 40					
	1.2	20 ≤ A <sup>+</sup> < 30					
	1.1	10 ≤ A <sup>+</sup> < 20					
	1.0	0 ≤ A <sup>+</sup> < 10				80 ≤ A <sup>+</sup> +A ≤ 100	0 ≤ B ≤ 20
		80 ≤ A <sup>+</sup> +A < 100		0 < B+C ≤ 20		0 < C ≤ 5	
	0.9	0 ≤ A <sup>+</sup> +A < 80		20 < B+C ≤ 40	0 ≤ C ≤ 5		
	0.8			40 < B+C ≤ 60			
	0.7			60 < B+C ≤ 80			
	0.6			80 < B+C ≤ 100			
	0.5	0 < A <sup>+</sup> +A+B < 95			5 < C ≤ 20		
	0.4				20 < C ≤ 40		
	0.3				40 < C ≤ 60		
0.2	60 < C ≤ 80						
0.1	80 < C < 100						
0.0	A <sup>+</sup> =0, A=0, B=0				C=100		

(別紙2)

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表について  
 (前監事：平成16年度)

(単位：%)

		各事業年度の項目別評価の評定				
		A <sup>+</sup>	A	B	C	C <sup>-</sup>
機 関 実 績 勘 案 率 α	2.0	100	×	×	×	×
	1.9	90以上 100未満	10以下	×	×	×
	1.8	80以上 90未満	10超 20以下	×	×	×
	1.7	70以上 80未満	20超 30以下	×	×	×
	1.6	60以上 70未満	30超 40以下	×	×	×
	1.5	50以上 60未満	40超 50以下	×	×	×
	1.4	40以上 50未満	50超 60以下	×	×	×
	1.3	30以上 40未満	60超 70以下	×	×	×
	1.2	20以上 30未満	70超 80以下	×	×	×
	1.1	10以上 20未満	80超 90以下	×	×	×
	1.0	0以上10未満 0以上 100未満	90超100以下 0超100以下	×	×	×
	0.9		80以上 100未満		0超 20以下	×
	0.8		60以上 80未満		20超 40以下	×
	0.7		40以上 60未満		40超 60以下	×
	0.6		20以上 40未満		70超 80以下	×
	0.5		0以上 20未満		80超 100以下	×
	0.4		80以上 100未満			0超 20以下
	0.3		60以上 80未満			20超 40以下
	0.2		40以上 60未満			40超 60以下
	0.1		20以上 40未満			60超 80以下
0.0		0以上 20未満			80超 100以下	

(別添)

独立行政法人教員研修センターにおける[ ]前監事の  
個人業績勘案率について

平成17年12月2日  
文 部 科 学 省  
独立行政法人評価委員会  
教員研修センター部会

独立行政法人教員研修センターにおける[ ]前監事の個人業績勘案率については、独立行政法人教員研修センターの算出した結果を参考として、当部会で評価を行った結果、1.0とする。(詳細は別紙のとおり)



(別紙)

### 前監事の個人業績勘案率算出調書

氏名	役員在職期間
	平成13年 4月 1日 監事就任 平成17年 3月31日 監事退任

評価期間	平成16年 1月 1日 ~ 平成17年 3月31日 (在職期間 15月)
------	---

### 評 定

#### 1. 監査方針設定と組織化活動

(評価根拠は「個人業績調書」「業績評価の観点」を参照)

区 分	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	計	部会決定
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0		
評価項目1			1.0			1.0	1.0
評価項目2			1.0			1.0	1.0
評価項目3			1.0			1.0	1.0
評価項目4			1.0			1.0	1.0
評価項目5			1.0			1.0	1.0
評価項目6			1.0			1.0	1.0
合 計						6.0	6.0
平均点(a)						1.0	1.0

### 個人業績勘案率の算出

平均点(a) = 個人業績勘案率

教員研修センター算出

1.0

教員研修センター部会算出

決定個人業績勘案率

1.0

## 個人業績調書

機 関 独立行政法人教員研修センター

役 職 監 事

氏 名

在職期間 平成13年4月1日～平成17年3月31日

(業績勘案率適用期間：平成16年1月1日～平成17年3月31日))

独立行政法人教員研修センター（以下「センター」）は、これまで文部科学省が実施してきた教員研修について、一層の充実と業務の効率的・効果的な実施による教員の資質向上を図り、国として行うべき教員研修を、総合的、一元的に実施するため、①校長、教員その他の学校教育関係職員の研修、②学校教育関係職員に対する研修に係る指導、助言及び援助、③これらの業務に附帯する業務などを主たる業務として、平成13年4月1日に設立された法人である。

同人は、設立当初から平成17年3月31日までの間、センターの監事として在任し、第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全体の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等を踏まえ、新たな第2期中期目標・計画の下、センターの主業務である研修事業の適切かつ効率的な運営を確保するとともに、会計経理の適正に努めたものである。

なお、業績勘案率適用期間である平成16年1月1日から平成17年3月31日までの同人の主な業績は次のとおりである。

### 【監査方針設定と組織化活動】

#### ○年度の監査方針の設定（その1）

第1期から第2期中期目標・計画期間への移行に伴い、研修業務の大幅な統合・再編、新たな研修手法の導入、及び組織体制の見直しなどにより、これらに対応した新しい視点で監査の対象範囲を決定し、センターの運営が法令・規則等に基づき適正に行われているかどうかの「監査」の側面と、課題や問題点の解決に向けて適切かつ効率的な運営が行われるための「指導」の側面を、効果的に実施していくことを監査の基本方針とし監査計画を策定した。

また、監査結果を随時、監査対象部門の担当者、及び監査対象部門の長に伝え、迅速な是正・改善に努めるなど、センターの業務運営の適正化・効率化に活かした。

#### ○年度の監査方針の関係者への周知徹底（その2）

役員、及び幹部職員で構成する定例会議において、監査計画を資料として提出し、①監査の方針、②監査の重点項目、③監査の対象部門、④監査の実施時期、⑤監査の方法などの説明を行い、職員への周知徹底を図った。

#### ○月次会計報告の監査（その3）

月次会計監査については、毎月、前月分の、①研修事業の実施に伴う宿泊棟の利用状況、②契約一覧表、③現金・預金一覧、④出納計算表などに基づき、会計経理の執行状況が法令・規則等、及び予算に従って適正に処理されているかの監査を実施した。

また、預貯金残高、伝票証憑、振込明細書等を基に、帳簿、及び証拠書類の記載金額を照合し綿密な監査を実施した。

なお、監査結果を踏まえ、監事としてのみならず、国民の視点から効率的・効果的な業務運営のアドバイスをを行い、運営交付金の適正な執行に努めた。

#### ○理事長、理事の職務遂行監査（その4）

役員会において、決議事項に関し、法令・規則等に照らし適正なものであるかを監査するとともに、理事長、及び理事との意見交換等を通じて、職務の遂行状況や意思決定の適合性、妥当性の監査を行った。

#### ○事業所や関連団体などの業務の实地監査（その5）

センターでは、文部科学省をはじめとする関係機関等との連絡調整、及び地方公共団体の公共的事業として委託等により例外的に研修を実施するための役割を担う重要な拠点として東京事務所を設置している。

また、研修の実施にあたっては、産業教育、情報教育を中心としてその専門性の高い研修については委託により実施しているところであるが、従来は不定期に行っていた实地監査を、平成16年度より、实地監査の対象研修、対象団体、監査期日等について、自らが主体的に企画・立案をし、計画的に実態調査を行った。

なお、これにより委託契約先の研修の実施状況、委託先からの意見・要望等を具に聴取したことにより、委託事業のセンターの関わり方や委託先との役割分担などについて問題点を明らかにし、必要に応じ委託契約内容の見直しを行うなど、本实地監査結果は次年度以降も継続となる委託研修事業の改善や新規に委託先を選定する際の拠り所となり、委託事業をより効率的・効果的に実施する要因となっている。

#### ○法人の機関業績目標の内部評価の結果や過程に関する監査（その6）

役員、及び幹部職員で構成する定例会議や役員会において、業績目標の達成に向けた業務の進捗状況、及び中期計画・年度計画等の重要案件の審議を行う際、内部評価の結果や過程について、理事長等に助言を行うなど、課題に対し真摯に取り組んだ。

また、自己点検・評価委員会において、開催された同委員会に全て出席し、「自己点検・評価システム」の確立、及び「予算の効率化」の方策の審議を行う際、理事長等に助言を行うなど、真摯に取り組み、現在の内部評価、及び効率化策の基礎を築いた。

なお、監事としてのみならず、国民の視点から資料等を確認し客観的な問題点の指摘を行ったことにより、第2期中期目標の達成に向けた事業の運営がなされている。

業績評価の観点

# 1. 監査方針設定と組織化活動(監事)

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その1 年度の監査方針の 設定	法人の全体方針と監 査方針との関連性を 正しく理解していな かった。	法人の全体方針と監 査方針との関連性を 正しく理解し、年度の 監査方針を設定した。	年度の監査方針の設 定に際して、監査の 対象範囲や視点、監 査結果の活用先など を考慮した。	年度の監査方針の設 定に際して、従来の 法人監査にはなかつ た新しい視点を導入 した。	自ら主体的に設定に 関わった監査方針が、 他の独立行政法人監 査に影響を与えて、 モデルとなった。
監事その2 年度の監査方針の関 係者への周知徹底	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して自らが説明は しなかった。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して自ら説明した。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して説明して、理 解を得た。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 が理事長や理事層に 正しく理解されるよう に啓蒙に務めた。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 が理事長はじめ全職 員に確実に浸透する ように啓蒙に務めた。
監事その3 月次会計報告の監査	会計月次報告の説明 を受けたが特に目 立ったコメントはしな かった。	会計月次報告に対し てより第三者的な立 場でコメントを行った がフォローはしなかつ た。	会計月次報告結果に 対して第三者的な立 場でコメントを行い、 そのフォローを行った。	会計月次報告結果に 対して第三者的な立 場でのコメントを フォローしてそこから 問題点を早期に把握 した。	会計月次報告結果に 対しての第三者的な 立場でのコメントに基 づいて問題点を解決 し再発防止をはかつ た。
監事その4 理事長、理事の職務 遂行監査	役員会・理事会の招 集や決議の方法及び その内容に関する監 査を行わなかった。	役員会・理事会の招 集や決議の方法及び その内容に関する監 査を行ったが、理事 長や個々の理事の職 務遂行に関する監査 は行わなかった。	理事長や理事の職務 遂行が、法令や理事 会決議に適合してい るかを定期的に監査 した。	理事長や理事の職務 遂行を違法性監査の 観点に止まらず、国 民にとって著しく不当 な内容ではないかの 適合性監査を行った。	理事長や理事の職務 遂行結果を国民に とって著しく不当な内 容ではないかの妥当 性監査を行いその結 果を自ら発表した。

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その5 事業所や関連団体な ど業務の実地監査	事業所や関連団体な ど法人業務の実地の 現場である現地に赴 いてその業務遂行を 監査しなかった。	実地監査を行ったが、 その準備や事後報告 は事務局が主に行っ ており、自ら踏み込 んだ監査をしなかつ た。	実地監査の対象設定 の段階から自らが総 合的な判断で臨み、監 査計画を立案して、監 査を行った。	実施監査を自ら総合 的な判断で企画して、 監査を行い、さらに関 係者からの聴取だけ でなく自ら実地監査 を行った。	自ら実施調査を行っ た結果を、違法性、 妥当性の観点から將 来のリスクを考慮して 理事長以下の理事層 に勧告を行った。
監事その6 法人の機関連業績目標 の内部評価の結果や 過程に関する監査	法人の機関連業績目標 の内部評価に関して は結果報告を受ける だけで特にアクション をとらなかった。	法人の機関連業績目標 の内部評価の結果に ついて、コメントはし たが、国民の視点か らの第三者的な問題 指摘や勧告までは行 わなかった	法人の機関連業績目標 の内部評価の結果に ついて、国民の視点 から客観的な問題指 摘や改善勧告を行っ た。	法人の機関連業績目標 の内部評価の結果の 内部評価のみならず、 その評価方式や運用 実態まで踏み込んだ 監査を行い、その結 果を理事層に勧告し た。	法人の機関連業績目標 の内部評価に関する 改善勧告を、理事長 や理事層に対して行 い、実際に改善に結 びつけるように強い 働きかけを行った。

(参考資料)

## 独立行政法人教員研修センターにおける 業績勘案率の基準について

平成17年1月28日

文 部 科 学 省  
独立行政法人評価委員会  
教員研修センター部会

独立行政法人教員研修センター（以下、「センター」という）の役員退職金の算定に必要な「業績勘案率」については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」及び「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定）」を踏まえた「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）」に基づくほか、以下のとおりとする。

### 1. 「業績勘案率」の決定

#### (1) 「業績勘案率 $\varepsilon$ 」の算出

「機関実績勘案率 $\alpha$ 」と「個人業績勘案率 $\beta$ 」との配分率 $x$ 、 $y$ （ $x=0.75$ 、 $y=0.25$ ）を乗じ、「基礎業績勘案率 $\varepsilon'$ 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (x+y=1, x=0.75, y=0.25)$$

{	$\varepsilon'$	: 基礎業績勘案率
	$\alpha$	: 機関実績勘案率
	$\beta$	: 個人業績勘案率
	$x$	: 機関実績勘案率の配分率
	$y$	: 個人業績勘案率の配分率

当部会は $\varepsilon'$ に基づき、以下の点を勘案して当該役員の $\varepsilon$ を決定する。

- ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
- ② 目的積立金の積立状況（ $\varepsilon$ が1.5を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）

(2) 「機関実績勘案率 $\alpha$ 」の算出

業績勘案率が適用された平成16年1月以降に、当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を $\alpha$ とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、当部会において、「年度実績評価」における項目別評価の結果について、当該役員の職責に応じたウェイト付けを行った換算表を作成し、0.0～2.0の間で算出するものとする。

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、原則として、その前年度の機関実績勘案率により算出することとし、その際は、理由を付すものとする。

(この際、当該年度が、新たな中期目標・計画の初年度である場合には、当該中期目標・計画に係る評価が存在しないため、当該年度の機関実績勘案率を1.0とする。)

(3) 「個人業績勘案率 $\beta$ 」の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、「「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方(案)」(平成16年12月16日文科科学省独立行政法人評価委員会)の別添2. 個人的な業績評価の観点の参考例(別紙)を基に、予め当該法人の長が評定を行った結果を参考にしつつ、当部会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 $\beta$ を0.0～2.0の間で決定することとする。